

考え方られる論点項目（座長試案）

1. 日本の法令・法制度の認知度・信頼性・透明性

- (1) わが国の法令や法制度は、国際的にどのように理解され、評価されているか。その内容の妥当性・相当性が、国内外で容易に理解され、国際的にも正しく認識されているか。
- (2) 国外からも日本法の認知度・信頼性・透明性を確保し、国際的通用力を一層高めていく観点から、日本法の国際発信として、どのような視点で、どのようにアプローチしていくことを考えるべきか。
- (3) 近年の経済・社会の国際化・多様化や I T ・ A I 技術の進展等に対応し、今後 10 年間を視野に、日本法令の国際発信は、どうあるべきか。

2. 発信する日本法情報の充実

- (1) 国際化の進展に対応し、優先的に翻訳して情報発信するべき法令・法分野は何か。ニーズの高いものとして、例えば、基本法、金融・知財・I T ・ 医療・教育等の分野が考えられるが、優先するべき分野は何か。
- (2) 今後の日本法情報の発信にあたり、国内外のユーザー（経済界・研究者等）のニーズを重視し、ユーザーから見て重要性や必要性の高い分野や内容に重点化していく戦略や仕組みが必要ではないか。
- (3) 法務省の法令外国語訳専用データベースで提供される情報は、現在、法令に限られているが、他の情報（新法・法改正の概要情報、通達・ガイドライン等の行政情報、裁判例情報等）の発信も、必要ではないか。
- (4) 法務省の専用データベースで公開している日本法令の翻訳言語は、現在、英語のみであるが、国際化への対応として、英語以外の言語への翻訳の検討など、多様な利用環境を整備することが必要ではないか。
- (5) 日本法令そのもののあり方として、容易な翻訳が可能となるよう、日本語での法文や構造の分かりやすさに、注意を払うことが必要ではないか。

3. 日本法情報へのアクセス・発信力の向上

- (1) 翻訳された日本法情報が、国内外の利用ターゲットに適切に届き、満足が得られているか。諸外国の取組みや成果と比較した場合は、どうか。

- (2) 法務省の専用データベースで翻訳法令の公開として提供しているサービスは、必要十分か。例えば、質問機能や情報提供機能など、ユーザー目線で、サービスの充実を検討することが必要ではないか。
- (3) 日本の法制度や日本法令に関する情報発信は、各省庁や大学、法律事務所、各種機関等でそれぞれ行われているが、情報の共有や連携など、機関相互の連携協力を図っていくことが有効かつ必要ではないか。
- (4) 日本法の法情報をより適切かつ効果的に国内外の利用者に届けるため、例えば、海外の日本大使館や諸外国で同様の翻訳事業を進める機関（海外の行政機関、大学等）との連携協力も検討することが必要ではないか。

4. 翻訳法令の公開プロセス等の見直し

- (1) 現在、翻訳法令の選定と翻訳原案の作成は法令所管省庁が行っているが、法分野ごとに整備に差異があるため、重要性の高い法令については、迅速な翻訳整備を確実に実現する方策が必要ではないか。
- (2) 現在、各省庁が翻訳原案を作成し、法務省で品質検査（専門家の精査とネイティブチェック）を実施しているが、より迅速な公開のため、そのプロセスの一部を省略して簡素化することは考えられないか。
- (3) 例えば、重要法令（新規・改正）とそれ以外の法令といった分類をした上で、重要性・必要性に応じて情報発信までのプロセスをランク分けして、作業プロセスや公開までの期間に差を設けてはどうか。
- (4) 翻訳の品質向上や迅速性の実現の観点から、今後、法令翻訳作業やその改定作業等に当たり、法令翻訳作業の特性を考慮しつつ、IT技術やAIの活用（機械翻訳等）を積極的に活用することが必要ではないか。

5. 日本法の国際発信に向けて取り組むべき課題等

- (1) 日本法令の外国語訳整備以外に、日本法令の国際発信のために取り組むべき課題として、何が考えられるか。
- (2) 日本法の国際発信を実現化するために必要なインフラ整備や、それを支える人材確保・育成について、どのように考えるか。
- (3) 日本法の国際発信に向けた取組を適切に進め、その成果を評価し改善していくサイクルを、どのように形成していくことが相当か。